

平成18年11月17日(金)

企業会計審議会
第16回監査部会会議録

於 金融庁特別会議室
(中央合同庁舎第4号館9階)

金融庁総務企画局企業開示課

午後 4時00分 開会

○山浦部会長 定刻になりましたので、これより第16回監査部会を開催いたします。

皆様にはご多忙のところご参集頂きまして、ありがとうございます。

また、一部委員の方には現段階でおいでになっていらっしゃる方がいらっしゃいますけれども、始めさせていただきます。

本日の部会も企業会計審議会の議事規則にのっとり公開することとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、公開とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

前回の部会、今年11月7日の後に委員に異動がございましたので、事務局からご紹介いただきたいと思います。

○池田企業開示課長 まだ本日お越しになっておりませんので後ほどご紹介をさせていただきたいと思いますが、新たに阿部泰久委員が委員に就任をしておられます。

新しい委員名簿はお手元に配付をさせて頂いておりますのでご参照いただきたいと思います。

○山浦部会長 それでは、議事に入ります。

前回の部会では四半期レビュー基準(案)について皆様からご意見を頂きました。本日は、これまでの議論を踏まえ、四半期レビュー基準の前文(案)を作成いたしましたので、事務局から前文(案)を読み上げさせて頂き、皆様からご意見、ご質問をお願いしたいと存じます。

なお、基準(案)の字句を修正した箇所がございますので、あわせて事務局から説明をお願いしたいと存じます。

それでは事務局、お願いいたします。

○柳川課長補佐 読み上げさせていただきます。

四半期レビュー基準の設定について(公開草案)(案)。

平成18年×月×日。企業会計審議会監査部会。

一 審議の背景。

近年、企業を取り巻く経営環境の変化は激しく、これに伴い、企業業績等も短期間のうちに大きく変化することがみられるようになってきている。こうした状況の下では、投資者に対し、企業業績等に係る情報をより適時かつ迅速に開示することが求められるとともに、企業内においても、より適時に企業業績等に係る情報を把握し、的確な経営管理を行っていくことが期待

される。

こうしたことから、証券取引法上の制度として四半期報告制度の導入が検討され、本年6月に成立した金融商品取引法では、平成20年4月1日以後開始する事業年度から、上場会社等に対して四半期報告書の提出が義務づけられ、当該報告書に掲載される四半期財務諸表については公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることとされた。

公認会計士又は監査法人が四半期財務諸表に対して行う監査証明について、企業会計審議会では、平成17年1月の総会において、四半期レビュー基準の策定を行うことを決定し、当部会では同年9月から審議を進めてきた。当部会では、これまでの審議の結果を踏まえ、このたび「四半期レビュー基準の設定について（公開草案）」をとりまとめ、これを公表し、広く意見を求めることとした。

二 主な内容と考え方。

本四半期レビュー基準は、金融商品取引法における四半期報告制度の下で開示される四半期財務諸表について、年度の財務諸表の監査を実施する監査人が行う四半期レビューの基準であり、「四半期レビューの目的」、「実施基準」、「報告基準」の三つの区分から構成されている。

1 四半期レビューの目的。

「四半期レビューの目的」では、国際的な基準との整合性も勘案し、四半期レビューの目的は、四半期財務諸表の適正性に関する消極的形式による結論の表明にあることを明示した。四半期レビューにおける監査人の結論は、本四半期レビュー基準に従い、不適切な結論を表明するリスクを適度な水準に抑えるために必要な手続を実施して表明されるものであるが、その手続は、監査基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続であり、四半期レビューは、年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない。

ただし、四半期レビューは、年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであり、監査人は年度の財務諸表の監査と適切に組み合わせて四半期レビューを実施することにより、監査人が被監査企業の重要な虚偽表示に関わる情報を入手する機会が増すなど、全体として監査の実効性がより向上することが期待される。

監査人は、年度の財務諸表の監査を通じて得た、内部統制を含む、企業及び企業環境についての理解を四半期レビュー手続の中でも有効に活用していくことが求められるとともに、年度の財務諸表の監査における重要な着眼点等については四半期レビューの中でも必要な検討を行い、併せて四半期レビューの結果は年度の監査計画にも適切に反映させていくことが求められる。

また、四半期レビューの目的の達成に関連して、監査人が備えるべき要件及び監査に対する姿勢について定めている監査基準の一般基準及び監査に関する品質管理基準は、四半期レビューにも適用されることに留意する必要がある。

したがって、監査人は、四半期レビューにおいても、年度の財務諸表の監査におけると同様の職業的専門家としての正当な注意を払い、特に、四半期財務諸表が一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していない事項が、すべての重要な点について存在するかもしれないとの職業的懐疑心をもって四半期レビューを計画し、実施しなければならない。また、監査人は、四半期レビューにおいても、年度の財務諸表の監査におけると同様の方針と手続に従って、審査その他の品質管理を実施しなければならない。

2 実施基準。

「実施基準」では、四半期レビューの具体的な手続を示している。監査人は、年度の財務諸表の監査において得た、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解及びそれに基づく重要な虚偽表示のリスクの評価を考慮して、四半期レビュー計画の策定を行い、これに基づき、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を適切に実施することが求められる。四半期レビュー手続の実施に関しては、特に以下の点に留意する必要がある。

なお、四半期レビューは年度の財務諸表の監査を前提として実施されるものであるため、監査人が交代した場合には、後任の監査人は、前任の監査人から適切な引継ぎを行うとともに、年度の財務諸表の監査計画を踏まえ、四半期レビューが的確に行われるように計画しなければならない。

(1) 業種の特性等を踏まえた手続の実施。

四半期レビュー手続の実施に当たり、監査人は、企業が年度の財務諸表を作成する際の会計帳簿や証憑等の会計記録を基礎として四半期財務諸表を作成していることを確かめた上で、経営者等に対して、四半期財務諸表の重要な項目に関する的確な質問を実施するとともに、業種の特性等を踏まえたきめ細かな分析的手続を実施することが求められる。

(2) 適切な追加的手続の実施。

四半期レビューは質問及び分析的手続等を基本とするが、それらを実施した結果、四半期財務諸表について、重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合には、監査人は、四半期レビューの結論を表明するための十分な基礎を得るため、追加的な質問や関係書類の閲覧等の適切な追加的手続を実施して、当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討することが求められる。

(3) 継続企業の前提についての検討。

継続企業の前提は四半期財務諸表の利用者の判断にも大きな影響を与えることから、監査人は四半期レビューにおいても、経営者等に対する質問等を通じて、継続企業の前提について検討することが求められる。監査人は、質問の結果、開示の必要があると判断した場合には、適切な開示がなされているかどうかを検討することになる。四半期レビューにおける検討の結果は年度の財務諸表の監査計画にも適切に反映されることとなるが、四半期レビューにおいては、少なくとも当該四半期会計期間の属する事業年度末までの期間における適切な開示がなされているかどうかについて検討することに留意する。

(4) その他。

四半期レビューにおいても、年度の財務諸表の監査に準じて、以下の手続を実施基準に明示した。

- ①後発事象への対応。
- ②経営者からの書面による確認。
- ③経営者等への伝達と対応。
- ④他の監査人を利用する場合の対応。

3 報告基準。

四半期レビューにおける監査人の結論は、経営者の作成した四半期財務諸表について、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかという消極的形式で表明される。

報告基準に関して、特に留意されなければならない事項は以下のとおりである。

(1) 審査。

監査人は、年度の財務諸表の監査における意見表明に係る審査と同様、四半期レビューに係る結論の表明に先立ち、監査に関する品質管理の方針と手続に従い、自己の結論が四半期レビューの基準に準拠して適切に形成されているかどうかの審査を受けることが求められる。

(2) 四半期レビュー報告書。

四半期レビュー報告書は、四半期レビューの対象、実施した四半期レビューの概要及び四半期財務諸表に対する結論の三つの区分に分けて記載することとしている。まず、四半期レビューの対象では、年度の財務諸表の監査における監査報告書と同様、四半期レビューの対象とした四半期財務諸表の範囲、四半期財務諸表の作成責任は経営者にあること、監査人の責任は独

立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあることを記載することとしている。

また、実施した四半期レビューの概要では、四半期レビューは質問、分析的手続、その他の四半期レビュー手続からなり、これらは年度の財務諸表の監査に比べて限定的な手続からなることを述べることとしている。

(3) 四半期財務諸表に対する結論。

四半期財務諸表に対する結論を記載する区分については、無限定の結論の表明、除外事項を付した限定付結論の表明、否定的結論の表明及び結論の不表明の4つの種類を設け、それぞれの要件を示しているが、これらは、年度の財務諸表の監査における監査人の意見の種類に対応させたものである。すなわち、無限定の結論は無限定適正意見、除外事項を付した限定付結論は除外事項を付した限定付適正意見、否定的結論は不適正である旨の意見、結論の不表明は意見の不表明に対応している。なお、除外事項が付される場合は、四半期財務諸表に適正に表示していないと信じさせる事項が認められる場合と、重要な四半期レビュー手続が実施できなかった場合に分けられる。

(4) その他。

四半期レビュー報告書においても、年度の財務諸表の監査に準じて、以下の事項を報告基準に明示した。

- ①他の監査人の利用。
- ②将来の帰結が予測し得ない事象等。
- ③継続企業の前提。
- ④追記情報。

三 実施時期等。

1 本四半期レビュー基準は、平成20年4月1日以後開始する事業年度に係る四半期財務諸表の監査証明から適用する。なお、基準の実施に当たり、関係法令において、所要の規定の整備を行うことが適当である。

2 特定の事業を行う会社（金融商品取引法第24条の4の7に定める上場会社等のうち内閣府令で定める事業を行う会社）に係る第2四半期の四半期報告書については、金融商品取引法上も、固有の取扱いが予定されているところであり、これらの会社が作成する第2四半期の四半期財務諸表については、監査人はこの基準の規定に関わらず、基本的に中間監査基準に準拠した対応を行う必要がある。

3 本四半期レビュー基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、日本公認会計士協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で作成されることが要請される。

続きまして、お手元の四半期レビュー基準（案）をご覧頂きたいと思います。

2カ所修正がございます。

第二、実施基準の10、「経営者からの書面による確認」のところでございます。

前回お配りしました案では、見出しが「経営者の確認書」となっておりましたが、監査基準の表現に合わせまして「経営者からの書面による確認」に修正をしております。

それから第三、報告基準の12、「継続企業の前傾」の（2）ですが、下から2行目の「限定付結論」のところは前回お配りした案文では「限定付の結論」となっておりましたが、誤りですので、「の」を削り修正をしております。

以上でございます。

○池田企業開示課長 ただいま読み上げさせて頂きました前文のところ、2点ほど補足させて頂いた方がよろしいかと思しますので補足させていただきます。

前回の部会の際に、1つは継続企業の前提についてどの期間を考えるのかという議論が逆瀬委員から提起されて、黒川先生からもご指摘を頂いたところでありまして、この点について3ページの（3）のところに記述を置いております。

この案文では、最後のところに「少なくとも当該四半期会計期間の属する事業年度末までの期間における適切な開示がなされているかどうか」ということで記載をさせて頂いています。

この点につきましては前回の議論を踏まえまして、事務局の方でも再度確認等させて頂きましたが、国際レビュー基準、あるいは米国の監査基準でも年度の監査については少なくとも1年というような記述がございますが、レビューについてはこうした明確な合理的期間について基準で明確に記述しているというものは存在していないという状況でございます。

したがって、さらにこの基準に基づいて海外における実際の監査実務がどうなっているのかということを確認する必要があるかと思えますけれども、その点についてはさらに事務局として確認の作業をさせて頂く必要があるかと思えますけれども、国際レビュー基準、米国基準でも基準にはそういう明確な記述はないと。今回の前文の考え方は前回も議論が多少ありましたように、四半期レビューにおける判断というのは基本的には年度監査における継続企業の前提に係る判断、これがベースになって行われるということで、基本的な考え方は事業年度末までの期間、少なくとも事業年度末の期間と整理されるのではないかと。

ただ、前回、山浦先生からもご説明がありましたように、一方で四半期レビューの監査人は年度の方の監査人でもあるので、そちらの方の監査計画にも適切に反映されていくということもあわせて記載をさせて頂いているところです。

いずれにしても、この点は海外における実際の実務について引き続き事務局としてわかる範囲で調査をさせて頂くとともに、今回の公開草案に対するコメントの状況も踏まえて最終的に結論を出していく必要があるかとは思いますが、本日の案文としては今申し上げたような考え方に立って整理をさせて頂いているということでございます。

それからもう1点は、読み上げただけではわからないかと思しますので補足させていただきますが、5ページ目の三、実施時期の2のところに法律の文言をひいて記述していますので、これだけだとわかりにくいかと思えます。2のところに「特定の事業を行う会社」、括弧でひいてありますが、銀行とか保険会社、そうした業態を念頭に今般成立した金融商品取引法ではこれらの業態については業法監督上、いわゆる自己資本比率規制が連結のみならず単体の決算もベースに存在していると。したがって、投資家にとっては、特に銀行、保険会社の第2四半期については連結のポジションのみならず、単体のポジションも非常に重要な情報になるということで、こうした業態については第2四半期についての四半期報告では連結のみならず単体のポジションについても開示を頂くと。ということでありまして、金融商品取引法上も、例えば提出期限が45日以内で政令で定める日というのが基本になっていますが、こういった業態の第2四半期については60日以内の政令で定める日というふうに長く設定がされていると。

それから、企業会計基準委員会の方で今公開草案に出されています会計基準の案でも、四半期会計基準ではさまざまな簡便法がとられていますが、そういう自己資本比率規制のベースになっていくということを考えますと、その簡便法すべて、例えば貸し倒れの見積もり等について必ずしも簡便法によるのが適切でないということも考えられていまして、そうしたものについては別途のルールによると。これは業法の会計処理に従っていくということになると思えますが、そういう扱いがされていまして、こうしたことも反映しまして、銀行、保険会社の第2四半期の監査証明業務については従来の中間監査基準に準拠した対応を基本に手続をして頂く必要があるのではないかという考え方を示しているところでございます。

以上、補足させて頂きました。

それから、先ほどありました阿部委員がお越しになりましたので、ご紹介をさせて頂きたいと思えます。

○山浦部会長 ありがとうございます。

それでは、四半期レビュー基準の前文（案）に関して、皆様からご質問、ご意見をお願いしたいと存じますけれども、どなたからでも結構でございます。ご自由にご発言ください。

内藤委員、どうぞ。

○内藤臨時委員 それでは、前文の箇所についてお尋ねしたいと思います。

主に表現の問題を中心として若干伺いたいんですが、まず基準の方もそうなんですけれども、2ページの上2行目から始まるパラグラフで、四半期レビューにおける監査人の結論はどういう性格を持っているかということについて最終行「年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない」。これは基準の中にもこういう表現がされているんですが、基準はそれでいいとしても、これは前文ですので、そうすると年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするのでなければ、どういう保証を得ることを目的としているのかということについて下限というんですか、その説明は要らないでしょうか。

国際基準ではもう多分お読みになられている、それも不要だということでこういうことになっていると思うんですけれども、財務諸表の監査と比べて検証する範囲がレビューの場合には明らかに小さくて、かつ財務諸表の監査であれば識別された重要な虚偽の表示すべてに気づいているという保証はレビューにおいてははないというような説明をレビュー報告書に書くという規定が出ていますけれども、このあたりのことをここに書き込むということではできないのでしょうか。その方がよりレビューによる保証が限定されているという趣旨がわかりやすくなるんじゃないかなというふうに思うのがまず1点です。

それからその下ずっといきまして、「したがって」というところですけども、3行目「四半期財務諸表の作成基準に準拠していない事項が」というふうに書いてございますが、「準拠して作成されていない事項」という言葉を補った方がいいんじゃないでしょうか。本基準では準拠して作成されていないという表現をとられています。

それから、3ページの（2）の適切な追加的手続の実施。これも表現の問題ですが、「四半期財務諸表について、重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合には」というふうになってございまして、前回私は欠席しているんですが、議事録を拝見すると「重要な点において」というのを後ろに持っていかれた。そうすると、ここも四半期財務諸表について適正に表示していない事項が存在する可能性が重要な点において高い場合にはというふうにされなくていいのかどうか。

このあたりの表現、本基準の方にも幾つか場所が不適切ではないかと思われるところがあるんですが、それは申し上げてもよろしいですか。これに関連してですので、6ページ以降に始

まるところの本基準の中の7ページの7、追加的な手続のところ、2行目。「キャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い」とお書きですが、ここは「適正に表示していない事項が存在する可能性が重要な点において高い」というふうに先ほどの関連すべきでしょうか。

それから8ページの11のところ、経営者等への伝達と対応のところも2行目に同様の表現がございます。

それからその関連でいきますと、10ページの7の否定的結論のところの3行目にも「重要な点において適正に表示」というふうに書かれております。

そのあたり、すべての「重要な点において」というのを後ろに持っていかれたという議論を伺いましたが、このあたりの表現の統一は別に問題ではないのでしょうかということが3つ目です。

それから前文の4ページに戻りまして、非常に細かいことですが、上から3行目に「消極的形式で表明される」というふうに結論についての説明でございますけれども、「認められなかったかどうかという消極的形式」と書いてございますが、これは「認められなかったという消極的形式」ではないでしょうか。

それから、(2)の四半期レビュー報告書のところなんですけれども、5行目、「監査人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにあることを記載する」これはこれでいいと思うんですが、単なる結論ではなくて、レビュー手続による結論というふうに手続を限定しているということをここで書いて頂く方がより望ましいのではないのでしょうか。

あるいは、その次の「また」のところなんですけれども、「実施した四半期レビューの概要」のところ、「限定的な手続からなることを述べる」これは確かに本基準の方にそう書いてあるんですけれども、先ほど申し上げましたと同じで、限定的な手続によっているため合理的な保証は得られておらず、もし監査であれば見つかったような重要な虚偽の表示すべてに気づいているわけではないというような旨は書く必要はないのでしょうか。これは国際基準の方では書くことになっているという点について、省略する考え方はどういう考え方なのかというのを伺いたいというふうに思います。

それから(3)四半期財務諸表に対する結論の下から3行目のなお書きのところなんですけれども、なお書きが問題ということではなくて、年度の財務諸表の監査の場合と結論の表明の仕方を対応させてお書きなんですけれども、ここが先ほど2ページの1行目では「四半期財務諸表の適正性に関する消極的形式による結論の表明にある」というふうに書かれていますので、

この対応関係だけですと、そうするとやはり適正意見を言っているのかという誤解を生んではいけないので、下から3行目の「結論の不表明は意見の不表明に対応している」。それぞれの結論は消極的形式による報告方式をとる点で年度の財務諸表の監査と異なるというような説明書きをここに付け加えられたらいかがでしょうか。

前文については以上です。いろいろ申し上げましたが、よろしく願います。

○池田企業開示課長 では、必要に応じて山浦先生から補って頂きたいと思いますが、とりあえず事務局の方で答えられる範囲で答えさせて頂きたいと思います。

まず、1番目の点で、2ページの「年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない」という点、これは何度かこの部会でも議論があつて、こういう年度の監査との比較でそれと違うというのではなくて、何がしか積極的に四半期レビューというのはどういうものだと書くすべはないかという議論は何度かあつて、ASBJの方でそのときは例えば有用性というような表現をしていましたが、会計基準の方も最終的には有用性という表現は落ちているようで、そういうことを考えますと、なかなかそういうポジティブに表現するものはないと。したがって、結局はレビュー基準に従った手続を踏んだものであるということに尽きていて、それを年度監査と比較するとそういう目的のものではないという今のような形を書く以上になかなかこの四半期レビューでやっているものを、例えば有用性なり何なりという概念では表現し切れないというのがこれまでの議論であつたのではないかというふうに思います。

内藤先生がおっしゃった点も、そういう意味で四半期レビューをポジティブに説明しているかということ、検証の範囲が監査に比較して小さいとか、保証が監査に比べるとどうだということであつて、そこはやはりそう書いたとしても年度監査としては違うということを経済は述べているのではないかというふうに私どもは考えているところであります。

したがって、もちろんそういう中でこの前文の中でどう表現するかということ言えば、四半期レビュー基準に従ったそういう手続でやって限定的な手続であると、よって保証のレベルというのもそういう年度監査の目的とは違うんだということを書かせて頂いているということでもあります。

それからその後、第2点、第3点と4点、表現の点について多々ご指摘を頂きまして、ありがとうございます。その辺はちょっとチェックをさせて頂きたいと思います。

それから5番目のご指摘のあつた4ページのところで、四半期報告書の記載を具体的にどうしていくのかというのはさらなる検討が必要かもしれませんけれども、基準ということと言いますと、またその基準の説明ということでもいいですと、要するに記載する文言そのものをここ

に書くというよりは、従来そのポイントを書き基準化してきたということであるとすると、ここに書いてあるようなことがエッセンスになるのではないかというふうなことで案として提示をさせて頂いているところでもあります。

それから最後の点で、4つの対応関係を書いているところですが、おっしゃるようなご趣旨はわからないでもないんですけども、それぞれの結論は監査とは違うんだというのは総論的に書いてあって、ここに再度書く必要があるかどうかというのは、あわせて読めばある程度わかるのではないかというふうに私どもは思っていますが、ご議論頂ければと思います。

○内藤臨時委員 ありがとうございます。1点目のところ、2ページのところで「監査と同様の保証を得ることを目的とするものではない」。私が申し上げた点も集約すればそれと同じことを言っているのではないかというご説明だったんですが、説明ですので、監査と同様の保証を得ることを目的とするものでないとする、では一体何が違うんですかということの説明したとすると、国際基準で言っているようなそういう表現の説明があった方がよりわかりやすいのではないのでしょうかということでも申し上げているんですね。

ですから、同様の保証を得ることを目的とするものではないということについて、これで端的に示されているのだからそれで理解しなさいというのであればそれで終わるかもしれませんが、もう少し踏み込んで、かみ砕いて言うとうどういう違いがあるのかということもここに書かれると、よりこの基準が理解を得やすいんじゃないかな、そういうふうに思いました。

それから、最後の4ページのそれぞれの結論の消極的な形式による報告が行われているということについて、企業会計審議会が平成16年11月29日に出した財務情報等に係る保証業務の概念的枠組みに関する意見書の8、保証報告書の1、保証報告書の記載のところで、保証報告書には当該保証業務が合理的保証業務であるのか、または限定的保証業務であるかの区別が明確に理解されるように記載するというふうなここで決めたわけです。そうしたらそれに照らして、今ご説明のあった結論の部分を見ると、これが限定的保証業務であるということはどうやって読み取るのかな。合理的な保証という言葉がここに出てこなくて、かつ限定的保証ということも出てこないんです。だからこれは限定的に保証を得て、その表現は適度なレビューに応じた適度なリスクの水準に抑えるという表現では書いてあるんですけども、そのこともあるので一般の四半期財務諸表に対する監査証明としてレビューというやり方をとったときに、監査人が結論を表明するときの保証の水準が限定されていますよということがはっきりもっと明示的にわかった方がいいんじゃないかということで、そういう意味で「消極的形式による報告方式をとる」という言葉を入れた方がいいんじゃないでしょうかというふうに申し上げていますの

で、そのあたりの兼ね合いもぜひ考慮して頂きたいなと思います。

以上です。

○池田企業開示課長 今回の点も踏まえて最後のところ、わかりやすいということ、あとまた全体がそれなりにコンパクトになっていく必要がある、ちょっとどういう工夫ができるかは検討したいと思います。

○山浦部会長 基本的にはこの四半期レビュー基準の枠組みは国際基準に沿っておりまして、公認会計士協会が今後実務指針を出すことになるでしょうし、レビュー報告書の記載事項なども国際的に通用するような書式で示されると思います。そこでは、先生のご懸念の件も解消されるのではないかとはいえますけれども、ただ今池田課長の方でご返答いたしましたように、その辺についてはこちらの方でまた検討いたします。

それからあと重要な点について、それぞれの事項というところにかけてつもりなのですけれども、先生のご指摘の意味も検討はしておりまして、どちらがいいのかということを一応検討済みのことであります。ただ、せっかくのご指摘でもありますので、この点についてはもう一回見直してみます。よろしいでしょうか。

友永委員。

○友永委員 2ページ目のところなんですが、これは確認なんですが、中ほど「また」というところで「四半期レビューの目的の達成に関連して、監査人が備えるべき要件及び監査に対する姿勢について定めている監査基準の一般基準及び監査に関する品質管理基準は、四半期レビューにも適用されることに留意する必要がある」という文章があるんですが、これは監査人が備えるべき要件及び監査に対する姿勢について定めているというのが監査基準の一般基準及び監査に関する品質管理基準両方にかかっているという読み方でよろしいですね。

それと「したがって」というその後の方の文章で、「監査人は、四半期レビューにおいても、年度の財務諸表の監査におけると同様の方針と手続に従って、審査その他の品質管理を実施しなければならない」という文章ですね。「同様の」というのは、監査の場合には監査の実施という形で品質管理基準記載がありますけれども、それと同じという意味ではなくて、レビューの実施ということに対応した品質管理の方針と手続というふうに考えてよろしいのかどうかというところをちょっと確認させて頂きたいと思います。

○山浦部会長 前半についてはご指摘のとおりです。

それから後半については、四半期レビューについての品質管理の方針の手続というのは年度監査とはまた違うものがあるでしょうから、それはそれで適用すればよろしいという趣旨であ

りました。

○友永委員 ありがとうございます。

3ページ目の(1)なのですが、業種の特性等を踏まえた手続の実施というところで、この中で「業種の特性等を踏まえたきめ細かな分析的手続を実施することが求められる」ということで、最後の「分析的手続」には「業種の特性等を踏まえた」という言葉がかかっているんですが、その前のところで記載されている会計記録を基礎に作成されていることを確かめる、あるいは経営者に対して質問を実施するということには業種の特性等というのが入ってきていなくて、この表題とちょっと違和感があるんですが、実際に企業の事業内容ですとか、経営環境の理解をベースにしているとすれば経営者に対する質問等も業種の特性等を踏まえたものになるのかなと思いますので、若干ここら辺は文章をお考え頂くのがいいのかな。

2行目に「証憑等」というのが入っているんですが、「会計記録」という言葉は監査証拠の議論のところではアカウントングレコーズというのの定義があったと思うんですが、そこで証憑等といいますと非常に広範な資料が入ってくる。契約書ですとか、インボイスなんかを入れるというふうには書いてあるんですけども、その会計帳簿と証憑等の会計記録を基礎に作成していることを確かめるというこの言い方ですと、何か実証的な手続をやれと言われていたような誤解が生じないかな。ですから、システムとして会計帳簿、会計記録から四半期財務諸表がつけられているということをチェックすることを内容としては言っているだけで、それで全体としてはそういう内部統制上そういうものが備わっているということを行っているんだろうとは思いますが、実務家としては心配性なものですからちょっとご検討頂きたいと。

○山浦部会長 業種の特性等を踏まえたというここは当然分析的手続だけではなくて、監査そのものが、あるいはレビューそのものが業種の特性等を踏まえていなければ成り立ちませんので、そういう意味ではなぜ分析的手続だけにとということかというご質問だと思うのです。この点改めて検討いたしますけれども、特に分析的手続というのがいわば鳥瞰的な見方をするというのでしょうか、レビュー手続独自の役割を果たすものですから、特にここについては業種の特性等を踏まえたというところを強調したいという趣旨だったんですね。ただ、おっしゃることはもちろんわかりますので、それについてはまた1についても検討させていただきます。

それから、2番目の会計記録。おっしゃる意味での懸念が残るとすると誤解して読まれる可能性があります。どういう表現にしたらいいか現時点ではわかりませんが、これも改めて検討し直すときに含めて検討いたします。

○池田企業開示課長 ちょっと先ほど質問頂いた件で、2ページの中ほどのところで、監査基

準の一般基準と品質管理基準が並んでいて、その前のところに書いてあるものは両方にかかるのかというご指摘なんですけれども、中身を見ていきますと要件と監査に対する姿勢というのは大体一般基準の方に当たっているんで、表現がわかりにくいのかと思いますが、一般基準と品質管理基準の中身を考えると、ここに書いてある修飾語というのはやはり監査基準の一般基準を説明していると考えの方が自然なのかなと。要するに、品質管理基準の中で要件とか姿勢のことはあまり述べていないので。強いて補うと、監査に関する品質管理のことを定めている監査に関する品質管理の基準ということになるかと思いますが、そういうふうに読む方が意味としては自然かと思いますが、それが何かご懸念につながるのかどうか確認させて頂ければ。

○友永委員 私の伺いたかったのは、監査に関する品質管理基準がそのまま四半期レビューに適用されるのかどうか、そういう読ませ方をする意図があるのかどうかということです。

○池田企業開示課長 その点で言うと、先ほど山浦先生から審査のところでもあったように、要するに品質管理基準はすべての業務全体にかかるものだという事を述べているにすぎなくて、当然四半期レビューにふさわしい品質管理のあり方、基本的には品質管理基準自体どういふふうに品質管理をやっていくというのは監査事務所の方で方針手続を定めて頂くような枠組みになっているかと思いますが、それは四半期レビューにふさわしいものをつくられるという前提だというふうに思います。

文章の表現自体は、前のところが品質管理にかかるというのはある意味ちょっと苦しいものになってしまう可能性がある。表現がわかりにくいというのはあるかもしれませんが。

○友永委員 広く考えれば品質管理基準の中で述べられている監査人の研修等と資質の向上ですとか独立性の問題ですとかいったところは大きな意味で言えば一般基準と同じようなバックグラウンドとしてあると思いますし、いろいろな責任の分担の関係もあると思いますので、そのまま監査に関する品質管理基準をレビューにもすべて適用しなさいという意味でないということだけ確認させて頂ければ結構でございます。

○山浦部会長 どなたかございませんでしょうか。よろしいですか。

そのほか特段ご意見がございませんでしたら審議をそろそろ終了させて頂きたいと存じますけれども、少なくとも今この席で頂いたご意見、ご要望、それから今後さまざまな形でこういったご意見があるかもわかりません。その上で四半期レビュー基準（案）と本日ご審議頂きました前文につきまして公開草案として広く意見を求めたいと存じますけれども、いかがでしょうか。もちろんこれは今日の皆様のご意見等は検討いたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。本日のご意見等踏まえた最終的な修正や公開草案の公表の方法に

つきましては部会長にご一任頂きたいと考えますけれども、それもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。次回以降の会合の日程につきましては、改めて事務局から連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これにて閉会いたします。本日はお忙しい中ご参集頂きまして、誠にありがとうございました。

午後 4時52分 閉会